

成田市まちづくり茶論

第1回目は

「防犯まちづくりの推進」

平成20年度第1回「成田市まちづくり茶論」が7月24日(木)、市役所中会議室で開催されました。

今回は、日ごろから市民の安全を守るために、ボランティアで活動している加良部防犯パトロール隊、公津の杜パトロール隊、川栗区パトロール隊が参加。「防犯まちづくりの推進について」をテーマに、日ごろのパトロール活動の中で気付いた点や課題などについて、市長を交え意見交換しました。

最近、各地で起こっている凶悪な犯罪を防ぐためには、市民一人一人が日ごろから防犯の意識を持つことが大切であり、行政と市民が協力しながら取り組んでいくことが大切だという意見が出されました。また、意見交換終了後、市長の提案により、市役所からJRC成田駅西口の成田市駅前番所までパトロールを実施しました。

意見交換の詳細については、市

民支援課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shien/index.html>)および行政資料室で会議録を公開しています。

「成田市まちづくり茶論」の日程

○10月16日(木)・・・消防団活性化対策と正しい救急車の利用法

○11月20日(木)・・・介護予防と市民の健康増進について

○1月22日(木)・・・農業に期待するもの



活発な意見交換が

○2月19日(木)・・・子育てにおける学校、家庭、地域の役割
※くわしくは市民支援課(☎20-1507)へ。

ねんきん特別便

年金記録の確認にご協力ください

4月からすべての年金受給者にお送りしている「ねんきん特別便」。6月からは加入者へお届けしています。

青色の封筒で送付

○年金受給者・・・4月～5月に送付

○現役加入者・・・6月～10月に送付

青色の封筒で送付

3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた人は、年金記録に漏れがある可能性が高い人です。まだ回答をしていない人は、まず「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話してください。結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

年金記録の確認

年金記録に漏れや間違いがないか、十分に確認をお願いします。漏れや間違いがない場合も、必ず

回答するようお願いいたします。年金記録が変われば、正しい年金額を受給できることとなります。

また、家族などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどるなど、多くの人から回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。

※くわしくはねんきん特別便専用ダイヤル(☎0570-0581555、月～金曜日

午前9時～午後8時・第2土曜日 午前9時～午後5時)または社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp>)へ。

検察審査会

被疑者の不起訴処分を審査しています

検察審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている人)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善しあしの審査をする場です。

千葉地方裁判所では、7月に既存の千葉検察審査会を千葉第一検

察審査会に名称変更し、新たに千葉第二検察審査会を設置しました。新設した千葉第二検察審査会で審査を開始するのは、平成21年5月1日以降を予定しています。それまでの審査の申し立てについては、千葉第一検察審査会で受け付けています。

※くわしくは千葉地方裁判所(☎043-222-0165)または裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/kensin>)へ。

住宅・土地統計調査

まちづくりの基礎資料づくり

市では、10月1日に住宅・土地統計調査を行います。

この調査の結果は、これからのまちづくりに生かされる大切な基礎資料となります。

対象となる世帯には、9月下旬に調査員が調査票をお届けし、後日回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは企画課(☎20-1501)へ。

雇用促進

**事業主に
市独自の奨励金**

対象は市内に事業所があり、市内在住で、次の①～⑤のいずれか該当する人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇った場合に限る)

- ① 障がい者
 - ② 母子家庭の母
 - ③ 高齢者(55歳以上65歳未満)
 - ④ 心身障がいのため労働能力を失っている夫の配偶者
 - ⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)の定年退職者
- 奨励金の額一人当たり月額17,000円(重度障がい者は)

22,000円)

助成期間は雇用した翌月から12カ月(重度障がい者は18カ月)

申請方法 10月10日(金)までに所定の申請書と関係書類を商工課(市役所4階)へ
※くわしくは同課(☎20-1622)へ。

徹底取り締まり中

テロゲリラ犯人発見にご協力を

千葉県警察では、爆発物などを使用したテロ・ゲリラ事件を引き起こしたり、違法な調査活動をする過激派に対し、徹底した取り締まりを行っています。

テロ・ゲリラ犯人は、必ず現場の調査活動を実施しています。

見掛けない人が写真撮影をしている、見掛けない車が止まっているなど、不審な人や車、荷物を見掛けたときは「触らず、踏まず、蹴飛ばさず、移動させず」最寄りの警察署・交番・駐在所へお知らせください。

※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

し尿のくみ取り手数料

**便利で確実な
口座振替を**

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めします。一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がなくなり、とても便利です。

口座振替を希望する人は、納入

通知書・預金通帳・届出印を持って、金融機関や郵便局で申し込みをしてください。

口座振替ができなかった場合は納付書を送付しますが、残高不足にご注意ください。また、預金者の名義や金融機関に変更があった場合は、環境衛生課に連絡してください。

必ず連絡を

次の場合には環境衛生課へ連絡してください。

- 初めてくみ取り依頼をするとき
 - 引っ越しなどでくみ取りが必要・不要になったとき
 - 市内で住所が変わったとき
 - 世帯主の名義を変更したとき
- ※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

秋の全国交通安全運動

**思いやりを持った
運転を**

9月21日(日)～30日(火)に、「広げよう、どうぞの気持ち」と車間距離「暗がり」に命をてらす「反射材」をスローガンに、秋の全国交通安全運動が全国一斉に実施されます。運動重点は、次の通りです。

○ 高齢者の交通事故防止

○ すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

○ 飲酒運転の根絶

交通安全ポスター展



昨年の市長賞受賞作品

秋の全国交通安全運動の一環として、小中学生から募集した「交通安全ポスター」の入賞作品を展示します。

期間 9月20日(土)～30日(火) 会場 1イオンモール成田2階ムラサキスポーツ前

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

市長日誌

(8月16日～31日)

- 16日 下総ふるさとふれあい納涼まつり
- 17日 芝区芸能大会
- 18日 いずみ聖地公園埋葬者慰霊祭
- 19日 成田市防犯まちづくり推進協議会
- 21日 成田市まちづくり茶論
- 22日 成田サッカースポーツ少年団千葉県大会優勝報告
成田市都市計画審議会
- 23日 成田市少年野球連盟低学年大会
関東ブロックスポーツ少年団中学生軟式野球交流大会
成田ふるさとまつり2008(～24日)
公津の杜1丁目納涼祭
成田山みたま祭り盆踊り大会
宮下町内会納涼盆踊り大会
- 24日 成田・里山を育てる会講演会
飯仲ふれあい祭
- 25日 土屋新駅設置に関する国への要望活動
成田市市民ゴルフ競技大会表彰式
- 30日 八都県市合同防災訓練千葉県会場訓練(～31日)
- 31日 成田市少年野球連盟新人戦



ふるさとまつりのオープニングをかざった鏡開き

財政健全化法

市の財政指標を公表します

平成19年度決算に基づき、市の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

この比率は、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正するための指標として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、新たに設けられたものです。各比率が早期健全化基準などを超えると、財政健全化計画を策定しなければならないなど、

財政指標の概要 ○健全化判断比率(%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.6	20.0
連結実質赤字比率	-	16.6	40.0
実質公債費比率	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	49.7	350.0	

※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「-」の表記

○資金不足比率(%)

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
簡易水道事業特別会計	-	20.0
公設地方卸売市場特別会計	-	20.0
下水道事業特別会計	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	20.0

※資金不足とならない場合は、「-」の表記

財政運営上の制約を受けることとなります。

成田市では、どの比率も早期健全化基準を大きく下回り、財政は健全です。引き続き、健全な財政運営に努力していきます。

○実質赤字比率：一般会計などを対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率：一般会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率：一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模の対する比率
標準財政規模とは、地方公共団

体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。

平成19年度決算の概要については、「広報なりた」12月1日号に掲載する予定です。

※くわしくは財政課 ☎20-151-27 <http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/zaisei/index.html>。

下水道排水設備工事責任技術者登録更新手続きを忘れずに

日本下水道協会千葉支部「下水道排水設備工事責任技術者」の資格有効期限が平成21年3月31日の人は、登録更新の手続きが必要です。

登録更新しなかった場合は、資格を失うこととなりますので、忘れずに手続きをしてください。

受付期間 ☎ 9月5日(金)～25日(木)

※申請書類は登録住所へ郵送されます。くわしくは日本下水道協会千葉支部事務局(千葉市下水道総務課内・☎043-245-6112)または市下水道課(☎20-1553)へ。

自殺予防いのちの電話

生への希望や生きる勇気を

現在、毎年3万人を超える人が、自殺によって命を落としているといわれています。

孤独と絶望の中で悩み苦しんでいる人に、電話を通じて「生」への希望や生きる勇気を見いだしてくれることを願い、「自殺予防いのちの電話」を開設しています。

全国48のいのちの電話センターが特設電話によって対応します。日時 ☎ 毎月10日(3月まで) 午前8時～翌11日の午前8時

電話番号 ☎ 0120-738-556

相談内容 ☎ 自殺に関する相談

※くわしくは千葉いのちの電話事務局(☎043-222-4416、<http://www.chiba-inochi.jp>)。

外国人雇用状況

事業主は届け出を

特別永住者を除く外国人の雇入れと離職の際に、当該外国人の

氏名・在留資格などを確認し、ハローワークに届け出ることがすべての事業主に義務付けられています。

届け出制度の施行日前(平成19年9月30日以前)から継続雇用している外国人については、平成20年10月1日までに届け出なければなりません。

届け出を怠ると、30万円以下の罰金が課されます。

インターネット(<https://gaiko.kujin.hellowork.go.jp/gkigs/index.jsp>)による届け出も可能です。また、雇用保険の手続きに併せて行うこともできます。

※くわしくはハローワーク成田(☎27-8609)またはハローワーク佐原(☎0478-55-1132)へ。

今月の納税

- ①国民健康保険税(第3期分)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期分)
- ③介護保険料(第3期分)

納期はいずれも9月16日(火)～30日(火)です。

※くわしくは①②保険年金課(☎20-1526)③介護保険課(☎20-1545)へ。